

伊勢市ふれあい収集事業実施要綱（一部抜粋）

（ふれあい収集の対象者）

- 1 市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定において、要介護度2以上に該当する1人暮らしの者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級に該当する1人暮らしの者(ただし、聴覚障害者は除く。)
 - (3) 三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)第7条第1項の規定による療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度がAに該当する1人暮らしの者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級に該当する1人暮らしの者
 - (5) 世帯の構成員がいずれも前各号のいずれかに該当する世帯
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

- 2 前項の規定にかかわらず、自ら又は家族等によりごみを排出することができると認められる者は、ふれあい収集を利用することができない。